

社会福祉法人共栄福祉会

# 役員等報酬規程

令和7年9月17日改正

社会福祉法人共栄福祉会

## 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人共栄福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### （定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### （理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員を兼務する理事長及び理事はこれを支払わないものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員を兼務する理事長及び評議員はこれを支払わないものとする。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

### （役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長及び業務執行理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設（職員として兼務している施設を除く。）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、公用車を使用した場合は、実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員を兼務する理事はこれを支払わないものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び

施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 6 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第 6 条の 2 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表 2 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員を兼務する委員にはこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(地域連携推進会議委員の報酬等)

第 6 条の 3 地域連携推進会議委員が当該会議に出席したときは、別表 2 により

1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員を兼務する委員にはこれを支払わないものとする。

2 なお、前項の報酬等については、同日に当法人における事業所の当該会議が複数回開催され、委員が当該会議に複数回出席した場合であっても1回分のみ支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月17日より適用する。

この規程は、令和7年9月17日より改正施行する。

## 役員報酬

別表 1 (日額)

| 名 称             | 報 酬        | 実費弁償費   |
|-----------------|------------|---------|
| 理 事 会 出 席 報 酬 等 | 5, 0 0 0 円 | 別表 4 の額 |
| 評議員会出席報酬等       | 5, 0 0 0 円 | 別表 4 の額 |
| 苦情対応第三者委員       | 5, 0 0 0 円 | 別表 4 の額 |

別表 2 (日額)

| 名 称              | 報 酬             | 実費弁償費   |
|------------------|-----------------|---------|
| 理 事 長 業 務 報 酬 等  | 月額 7 0, 0 0 0 円 | 別表 4 の額 |
| 業務執行理事報酬等        | 月額 4 0, 0 0 0 円 | 別表 4 の額 |
| 理事及び評議員業務報酬等     | 5, 0 0 0 円      | 別表 4 の額 |
| 監事監査指導報酬等        | 1 0, 0 0 0 円    | 別表 4 の額 |
| 監事指導報酬等          | 5, 0 0 0 円      | 別表 4 の額 |
| 苦情対応第三者委員報酬等     | 5, 0 0 0 円      | 別表 4 の額 |
| 評議員選任・解任委員会委員報酬等 | 5, 0 0 0 円      | 別表 4 の額 |
| 地域連携推進会議委員報酬等    | 5, 0 0 0 円      | 別表 4 の額 |

別表 3 (日額)

| 旅 費 | 宿泊費          | 報酬         | その他 |
|-----|--------------|------------|-----|
| 実 費 | 2 0, 0 0 0 円 | 3, 0 0 0 円 | 実 費 |

別表 4 (日額)

| 片道の距離                | 実費弁償額       |
|----------------------|-------------|
| <u>1 km未満</u>        | <u>支給なし</u> |
| <u>1 km以上 3 km未満</u> | 1, 0 0 0 円  |
| 3 km以上 5 km未満        | 1, 5 0 0 円  |
| 5 km以上 1 0 km未満      | 2, 0 0 0 円  |
| 1 0 km以上 1 5 km未満    | 2, 5 0 0 円  |
| 1 5 km以上 2 0 km未満    | 3, 0 0 0 円  |
| <u>2 0 km以上</u>      | 3, 5 0 0 円  |